

第4章

イランにおける金融政策の現状と イスラーム金融

鈴木 均

はじめに

近年におけるイスラーム法（シャリーア）に準じた新たな金融手法への注目と金融商品の開発，取引量の急拡大に対応して，イランの「イスラーム金融」の実態に対する実践的な関心も高まっている⁽¹⁾。イランは1979年の革命以来，1980年代初頭に国策として金融制度のイスラーム化に先駆的に取り組んだ国のひとつとして知られている⁽²⁾。革命後31年目を迎えた現在でもイランのイスラーム金融制度は「名目的に」（＝建前上）維持されているとされる。またイランはサウジアラビアに次ぐ世界第二位の原油埋蔵量をもつ産油国であり，その石油収入の規模の大きさからイランの金融資金力は潜在的に無視できないものとなっている。

だが1990年代以降のイスラーム金融をめぐる新たな動きは，これまで主に湾岸アラブ諸国（サウジアラビア，アラブ首長国連邦，バハレーンなど）や東南アジア諸国（マレーシア，インドネシア，シンガポール），香港，ロンドンなどが中心であり，1980年代にイスラーム金融制度を採用した国々（イラン，パキスタンおよびスーダン）はそのような動きの先行例として参照されることはあっても新たな動きが特に注目されてはこなかった。

本章ではこうした現状を踏まえたうえで敢えてイランの「イスラーム金融制度」に焦点を当て，1990年代のイスラーム金融の国際的な動向が果

たしてイラン国内の金融界にも何らかの変化をもたらしているのか、またそもそもイラン国内でどのような議論が行われているのかを現地資料などを元に検討しようとするものである。

これまでイランの金融取引の実態についてほとんど検討がなされてこなかった背景には、革命後のイランの金融制度について情報の公開が進んでおらず、金融取引の具体的な検証が現状において極めて困難であるという事情がある。したがって本章での議論においてもイランの金融制度の歴史的・概括的な叙述が多くを占めざるを得ないことをあらかじめお断りしておく。

第1節 近代的金融制度の成立からイスラーム革命まで

イランの銀行制度は19世紀末のロイター利権（イランに関して1872年に英国人ロイターに与えられた包括的権利）にもとづく英国資本のペルシャ帝国銀行設立（1889年）を嚆矢とする（Jones [1986], 水田 [2003]）。その後イランでは西欧的な立憲主義を導入しようとした1906年の立憲革命を経て前近代的なガージャール朝期から近代化を推進するパフラヴィー朝時代になり、レザー・シャーの指導の下で1928年に商業銀行と中央銀行の機能を併せもつメッリー銀行が設立されている。メッリー銀行はペルシャ帝国銀行から銀行券の独占的発行権を買い取って1930年5月以降さらに中央銀行的な機能を担った。第二次大戦を経てモハンマド・レザー・シャーの時代になると、1960年に中央銀行（バンケ・マルカズイー）が別に新たに創設され、1972年には「通貨・銀行法」によってその機能が拡充・強化される。メッリー銀行はその後イラン最大規模の民間銀行として活動を継続していくことになる。

イランにおける銀行制度の定着はこのように19世紀末の英国資本の導入から始まり、近代化の過程で西欧的な銀行システムを移植することによって本格化した。だがこの西欧資本による銀行システムは20世紀前半においてイランの石油収入を英米に移送し続ける帝国主義的な収奪システ

表1 イラン銀行史関係年表

	イラン銀行関係	イラン史	国際経済
1889	ベルシャ帝国銀行設立		
1906		立憲革命	
1928	バンケ・メッリー設立		
1952		石油国有化運動	
1960	中央銀行設立		
1972.7	金融・銀行法		
1973			オイル・ショック
1979.2.11		イスラーム革命	
1979.4		新憲法採択	
1979.6	銀行国有化		
1979.12	国有化銀行の統合		
1980.9		イラン・イラク戦争勃発	
1983.8	無利子銀行法		
1988.9		戦争終結	
1991.12			ソ連邦体制崩壊
1997.5		ハータミー大統領	
1999	民間銀行自由化		
2001.9.11			米国同時多発テロ勃発
2005.6		アフマディネジャード 大統領	
2007.8.1～17			サブプライム問題勃発
2007.12.15	イラン初の無利子銀行 として Mehr 銀行設立		
2008.9.15			リーマン・ブラザーズ破産

(出所) 筆者作成。

ムの中核をなしており、この状況は1952年のモサッデクの石油国有化運動以後も続いた。なおこの時期にもユダヤ人商人等が担った小規模の両替商(サッラーフィー)による海外送金等の業務は駆逐されることなく並存し、また地方農村部における小口の融資は、村の小規模商店などが伝統的に行っていたが、これは極めて少額の金額を扱ったものであり、しかもイ

ンフォーマルな性格のものであったに違いない。

1970年代初頭にオイル・ブームを迎えた時期のイランの銀行制度は、すでに西欧的なシステムがしっかりと定着していたことは、この時期に日伊合弁の日本イラン国際銀行（Jir Bank、ジル・バンク）に東京銀行から派遣され、副頭取として6年半滞在して革命後の同行の終焉を見届けた上田昌良氏も夙に証言している。

ジル・バンクは1959年に設立され、東京銀行はじめ日本側が全体の32.9%の株を保有し、イラン側はラジュヴァルディー族がほぼ同じ比率の株を保有する合弁銀行であった。イランの商業銀行約25行中で5～6位の規模を争う中堅銀行に成長していたという（上田[1983: 7-8]）。

だがこの時代までにイランの銀行制度が国民の経済生活に身近なものとして浸透していたとは言い難く、1978年の初頭から始まったイラン革命の動乱のなかでも、テヘランほか主要都市における銀行の支店が「西欧帝国主義の先兵」として暴徒の襲撃の対象となった。その予兆として1977年にはイラン東部のマシハドのバンケ・サーデラートで取り付け騒ぎが起こっている⁶⁾。「反国王運動の進展につれて、すべての銀行は国王と一部財閥のみに奉仕し、国の富を浪費したとして、革命派の無差別攻撃を受けることになる。そのきっかけがマシハドのこの取り付け騒ぎであった」（上田[1983: 168]）。

1978年9月8日に戒厳令が敷かれて「黒い金曜日」事件が勃発すると、官公庁から始まったストライキは中央銀行やすべての官公庁におよび、10月の半ばころジル・バンクも数日間のストライキに突入した。上田氏によれば、その後「11月5日の日曜日に起こったテヘランの暴動は、私にとって生涯忘れ得ぬショッキングな事件であった。・・・（中略）・・・この日の襲撃の対象は、銀行、ホテル、レストラン、映画館、酒屋、外資系企業、エア・フランスを除く航空会社等であった」（上田[1983: 184]）。

12月9、10日のタースーアー・アーシューラー⁶⁾の代行進後、12月半ばになると銀行機能はほとんど停止した。中央銀行が12月25日から無期限ストライキに入り、紙幣もないので各銀行は自動的に閉鎖となった。1月16日にシャーがエジプトに向けて国外脱出し、革命の成就是目前に迫った。

1979年2月11日にイスラーム革命は成就し、3月初め頃になると銀行機能も回復をみせ始めた。この時期あらゆる政府機関や私企業に革命委員会（コミテ）が組織され、銀行も例外ではなかった。3月初めには12年間OECDのイラン代表を務めた経済博士のモウラヴィーがバーザルガーン首相の下で中央銀行総裁に就任し、ナジーがNIOC（国営石油会社）総裁となって経済の立て直しに当たった。3月には石油輸出も再開された。

イラン革命政府は同年6月8日に国内銀行の国有化を突如発表し^⑤、同月25日には保険会社の国有化を発表。7月5日には鉄鋼、自動車など基幹産業等を国有化している。8月に入るとホメイニーの指導の下にイスラーム法の遵守を明記した革命憲法の最終草案が発表された。

イラン・イスラーム共和国憲法は1979年12月に国民投票で承認されたが、その第4章では以下のように規定している。「すべて民事、刑事、財務、経済、行政、文化、軍事、政治その他に関わる法律および規則は、イスラームの基準にもとづくものとする。この原則は、憲法以下の法律および規則のあらゆる原則の適用や一般化に優先する。前記に関する判断は、憲法擁護評議会の宗教法学者がこれの責任を負う。」なおここで言及される憲法擁護評議会（shourā-ye negahbān）については同憲法の第91条から第99条が具体的に規定している。

その後10月末のアメリカ大使館占拠事件を契機として対外関係が急速に悪化するなか、バーザルガーン首相の退陣、イランの在米資産凍結などがあり、12月に銀行国有化の具体的方針としてようやく30余^⑥あった銀行の統合を発表している。これによってイランの銀行制度は中央銀行以下主に産業分野別の6～7行の体制となり、基本的に現在にまで至るわけである。

第2節 無利子銀行法と「イスラーム化」

以上のように革命イランにおけるイスラーム金融制度の導入は、その前段階に国内全銀行の国有化と統合再編、旧体制下の頭取の一新などが行われていた。そしてその前提のうえに1983年になって無利子銀行法が施行

表2 イランの銀行業務を規定している法律

	法律名	可決時
1	通貨・銀行法	1972年7月
2	銀行国有法	1979年6月
3	銀行管理法	1979年10月
4	無利子銀行法	1983年9月

(出所) Hasanzādeh [2008: 12] より作成。

され⁽⁷⁾、イランの銀行は利子（リバー）⁽⁸⁾をとることが法的に禁止されたのである。

現在イランの銀行業務を基本的に規定しているのは表2に挙げた4つの法律であるが、これらに加えて政府および中央銀行からの規定や指導が日常的に銀行業務の基準となっていることはいうまでもない。ここではイランにおけるイスラーム銀行制度の基礎的な理解のために、表2のうち革命後の銀行関係法の内容を中心に確認しておく。

まず1972年7月に可決された通貨・銀行法（Qānūn-e pūlī va bānkī-ye keshvar）に関しては、3部構成で45条からなる長大なものである。第1部は「通貨」と題されており、第1条において「イランの通貨単位はリヤルである。1リヤルは100ディーナールに相当する〔ディーナールは通貨単位として現在使用されていない〕」と規定している。第2部は「イラン中央銀行」についての規定であり、冒頭の第10条で「イラン中央銀行は国家の経済政策にもとづいて通貨金融政策の策定および実施を行う」としている。この第2部がこの法律のなかで最も長い。第3部は「銀行業務」を扱っており、4章構成で15条にわたりイランの商業銀行の基本的な部分を規定している。全体として中央銀行を中核とした銀行および金融システムの近代化・秩序化を指向したものと見えるであろう。

つぎに1979年6月に可決された銀行国有化法（Qānūn-e mellī shodan-e bānkā）であるが、これは2条のみからなる短い法律であり、第1条において「国民の権利・資産の保護と生産活動の再開，人々の預金・貯蓄の保障のために、以下の条件を鑑み、イスラーム法の支配を考慮しつつ、この法律の可決した時点からすべての銀行は国有化（mellī）されることとし、

表3 イランの主要国立銀行（資産順）

(単位：10 億リヤル)		
名称	ペルシャ語名	資産規模
メッリー銀行	Bānk-e Mellī-ye Irān	447,576
サーデアート銀行（輸出銀行）	Bānk-e Sāderāt-e Irān	319,910
メッラト銀行	Bānk-e Mellat	300,419
テジャーラト銀行（商業銀行）	Bānk-e Tejārat	243,460
セパー銀行（革命防衛隊系）	Bānk-e Sepāh	214,312
ケシャーヴァルズイー銀行（農業銀行）	Bānk-e Keshāvarzi	150,642
マスカン銀行（建築銀行）	Bānk-e Maskan	122,801

(出所) BankScope のデータベースより筆者作成。

国家は速やかに取締役を任命しなければならない（以下略）」とし、第2条では任命された取締役のみが法的に経営権をもつことを宣している。この簡単な条文によってイラン国内の銀行はすべて革命政府の下に国有化されることとなった。

続いて1979年10月に可決された銀行管理法（Lāyehe-ye qānūnī-ye edāre-ye omūr-e bānkhā）は、銀行国有化法の実施を受けて政府による銀行管理の具体的なシステムを以下のように規定している。①銀行総評議会、②銀行委員会、③各銀行の役員会、④専務取締役、⑤司法監査役、⑥銀行のグループ化。

これらの管理システムが実際にどの程度機能したかの問題は別にして、1979年10月以降においては第1節で述べたような銀行の統合が断行され、近年に至るまでの分野別の国有銀行体制がこの時点で形成されている。

なお最近（2007年時点）におけるイランの主要な国有銀行を資産規模順に列挙すれば表3のとおりである。

最後に1983年9月になって可決された無利子銀行法（Qānūn-e `amaliyāt-e bankī bedūn-e rebā (bahre)）であるが、この法律は革命直後の前記2法とは異なって5部27条からなる比較的長大なものである。ただしその全文はIqbal and Mirakhor [1987]によって既に英訳紹介されており、これに関係して翌1984年3月までに可決された4つの規則の英訳も付されている。また武藤 [1988: 30-36]によってこれらの概要を日本語で読むこともできるため、内容の検討は比較的容易である。そこでここでは同法律

に関してその構成と特徴を中心に簡単に紹介する。

無利子銀行法は以下の5部によって構成されている。第1部（イラン・イスラーム共和国における銀行システムの義務と目的）、第2部（金融資源の流動化）、第3部（銀行の諸機能）、第4部（イラン中央銀行と金融政策）、第5部（雑則）。

第1部ではイランの銀行システムの目的の筆頭に「イスラーム法に照らした公正な金融・信用システムの創設」が謳われており、それを受けて第2部では銀行が「①当座および貯蓄の無利子（ガルズ・アル・ハサネ）預金、②期間内投資預金」を受け付けることができるとしている。第3部では銀行が国家開発・流通・住宅建設・農工業生産の各分野で融資活動が認められることを明記し、第4部ではイラン中央銀行が金融政策上のツールとして「各銀行の共同投資事業およびモザーレベ(mozārebe: 投資委託契約)に関わる利益率の上限と下限を各分野ごとに設定する」権限などを有するとしている。

だがこの無利子銀行法がイランの銀行制度のなかでどの程度実際に遵守されているかといえば、はなはだ心許ないものがある。金融取引の「利子」に当たる部分を「手数料」と呼ぶ単なる言い換えやイスラーム的に合法的な「ガルズ・アル・ハサネ」の名を冠した民間融資機関をはじめ、実態としてはコンベンショナルな金融制度をイスラーム金融であると強弁するための表面的な操作があまりにも目立っており、国有銀行を中核とする現在のイランの金融制度のなかにイスラーム的な要素はほとんど含まれていないのではないかとすら思われるからである。それはイスラーム法上の適格性を常時チェックするシャリーア・ボードがイランの各銀行に設置されていないという一事からも容易にうかがえる。

イラン中央銀行付属研究所のハサンザーデ博士は、最近の論考のなかで現在イランの銀行システムが直面している危機の要因は①銀行の国有化、②無利子銀行制の「ふたつに大別される」と述べている（Hasanzade [2008: 1]）。これは別言すれば、革命直後のイラン政府の政策が30年を経過した現在でもイランの銀行制度を（マイナスの意味で）大きく規定しているという認識にはかならない。

ハサンザーデはイランの銀行が現在抱えているこれら2つの危機について詳述し、その問題点として①監督組織の煩雑さ、②取締り権限の制限、③外部規制の多さ、④人員組織上の問題を挙げ、一貫した銀行法の整備と政府から独立した経済合理的な金融政策、各銀行の経営の独立性の担保が不可欠であると論じている。

また現在イランで恐らく唯一のイスラーム経済の「学術雑誌」である『イスラーム経済』はその第6号（2002年夏）に「イランの銀行業はイスラーム的か？」と題する複数のイスラーム学者および経済学者へのアンケート（インタビュー）記事を掲載している。最初に「銀行システムのイスラーム化の要件とは何か」などの基本的質問を行った後、同誌は「無利子銀行法はイスラーム銀行の目標をどの程度実現したか」と質問した。ヘダーヤティー博士はこれに対して「残念ながらわが国の経験では、質問されたいかなる点についても顕著な前進は観察されない」と答えている（Tütünciyân et al. [2002: 17]）。

さらに同誌が「銀行システムのイスラーム化への基本的な障害ととるべき道は何だと考えますか」と質問したのに対し、トゥートゥーンチャーン博士は「最大の障害は銀行システムの最高責任者でありその協力者であり、また各銀行の責任者である。彼らはこの法律〔無利子銀行法〕への信念ももたず理解もせず、法を実施する勇気もないのである」と答えた（Tütünciyân et al. [2002: 22]）。

これらの議論はすべて言外にイランの銀行システムがほとんどイスラーム化を達成していないという実態を前提としている。だが他方で「イランの銀行はすべてイスラーム銀行である」という言説自体は現在の体制が存続する限り生き残っているのも事実であり、これがイランの銀行制度に対する理解の混乱を拒む要因となっている。こうした状況にあるイラン国内のイスラーム経済についての「理論的考察」を、イランの外部世界におけるイスラーム金融の議論と接合することについてはやはり慎重に考えるべきであろう。

第3節 イランの金融部門の現状

以上考察してきたことから明らかなように、イランにおける金融部門をすべてイスラーム金融であるとして議論することにはあまりにも問題が多いであろう。第1に現在のところイランの各銀行にシャリーア・ボードが置かれておらず、またイスラーム金融の最大の特徴である利子の否定についての議論を言葉の言い換えて回避し、大部分の金融取引において実質的には利子に当るものを設定しているとみられるからである。

そこで本節においては、まずはイランの金融部門がどの程度イスラーム金融であるかという問題を設けずに金融部門についての全体的な概観を行うことにする。しかる後に現在のアフマディネジャード政権が強調するイランのイスラーム的な金融制度とは何かを推察し、第4節の議論につなげたい。

現在イランの銀行数は中央銀行のホームページによれば国有銀行11行⁽⁹⁾、1999以降開設の民間銀行6行があり、さらに2007年12月に「イラン初の無利子銀行」であるメフル銀行が新設されている。他方銀行以外の金融機関として、地方農村部の小規模無利子融資機関（ガルズ・アル・ハサネ）があり、これらの実数は銀行よりも遥かに多数に上るものと思われる。

イランでは1999年に施行された法律にもとづいて、改革派のハータミー政権末期に銀行経営の自由化・民営化の流れが生まれた。この時期にペルシャン銀行、エクテサーデ・ノヴィーン銀行、サルマーイエ銀行、サーマン銀行など6行の民間銀行が新設され、現在ではこれらの新興銀行がテヘラン市内に多数の支店を開いている⁽¹⁰⁾。さらに近年ドイツとの合弁のイラン・ヨーロッパ商業銀行も開設されており、イランの銀行界も新たな時代を迎えたといえる。

だがこうした動きもアフマディネジャード政権になってから大きく抑制された。その理由はひとつには2006年以降の米国の制裁措置により、その国際的な取引は現在まで大きな制約を抱えていることが挙げられる。米国はイランの核兵器開発疑惑および国際テロ組織への関与を理由として先ず2006年9月に米銀とサーデラート銀行との取引を禁じ、2007年1月に

はセパ銀行も取引禁止の対象とした。その後現在ではイランのすべての銀行を制裁対象として国際取引に制限を加えている。またEUも2008年6～7月からメッリー銀行との取引を禁じた。

2009年6月の大統領選挙以降の政治的な混乱と政府による市民の弾圧を受けて、米国は2010年6月に国連安全保障理事会のイラン制裁決議にこぎ着け、さらにEUやロシアと連携して独自の制裁措置を実施している。イランの国際貿易を実質的に支えてきたドバイも金融取引を大幅に縮小している。同年9月には韓国と日本もそれぞれイランに対する独自の追加経済制裁に踏み切った。日本はさらにアーザーデガーン油田からの完全撤退を決定した。これらの経済制裁のなかには革命防衛隊と関係の深い金融機関や企業との取引禁止条項も含まれており、イラン経済を取り巻く国際的な環境は従来になく厳しいものとなっている。

またアフマディネジャード政権の第1期中(2005年8月～2009年8月)におけるポピュリスト的な政策の一環として、大統領は「国民のための貸付金利の低利化」を一貫して主張してきた。これについてはマクロ的な観点からの経済政策の欠如として銀行業界から痛烈に批判されている。だがもし仮にアフマディネジャード政権の2期目が4年間継続するとした場合、大統領は恐らく革命防衛隊(RGI)⁽¹⁾を中核に置いた軍事独裁化を進めるであろう。その場合は金融部門に対してもより露骨な形で資金調達のための経済合理性を欠いた介入を強めていくものと思われる。

ここでイランにおける金融部門の基本的なデータをハータミー政権第2期の末年(2004/05年)とアフマディネジャード政権第1期の3年目(2007/08年)の数字で比較してみよう。まずハータミー期の後半には石油価格が低迷し国庫収入の減少に苦しんでいたのに対して、アフマディネジャード期には一転して石油の国際価格が高騰しており、イランの財政収入が大幅に潤っただろうことは容易に想像できる。ところがこれは中央銀行の公表している原油の国庫収入にはほとんど反映していないのである(表4を参照)。

「石油価格がピーク時には160米ドル/バレルまで高騰したことにより、アフマディネジャード政権は4年間で実に2800億米ドルもの石油収入を得ている。これは彼の前任者らが16年間かけて得ていた収入額に相当す

表4 イランにおける資本市場と金融部門の展開
 - ハータミー期とアフマディネジャード期の対比 -

(単位: 10 億リヤル)

	2004/05 年	2007/08 年
原油輸出量 (千 b/日)	2,548	2,481
原油国庫収入 ¹⁾	138,356	139,699
国内総生産 ¹⁾²⁾	404,334	483,013
消費者物価指標	100	146.2
預金金利	11.7	11.6
貸付金利	16.65	12
公的部門貸出 ¹⁾	235,941	280,637
公的部門貸出 / 名目 GDP	0.168	0.106
民間部門貸出 ¹⁾	625,715	1,663,726
民間部門貸出 / 名目 GDP	0.445	0.627
銀行資産 ¹⁾	2,212,742	4,848,677
銀行資産 / 名目 GDP	1.574	1.826

(出所) イラン中央銀行データおよび IFS データより筆者作成。

(注) 1) 一般市場レート 1 ドル = 9000 リヤル (2005 年), 10000 リヤル (2008 年)。

2) 1997/98 年の物価水準を基準とする。

る」(Time, Jul.6, 2009)。

いうまでもなくイラン政府にとって石油輸出の収入は主要な財源であり、このようなデータの状況は逆に、公表されていない実際の国庫収入として最高指導者ハーメネイーやアフマディネジャード大統領の自由な裁量に委ねられる部分が極めて大きくなっていたことを示しているだろう。

そしてイランの銀行部門についての主要なデータのうちで注目に値するのは、民間部門への貸出金額が公的部門へのそれに比べてアフマディネジャード政権期に非常な膨張を示しているということである。対名目 GDP の比率でも、この間の公的部門への貸出が微減しているのに対して民間部門への貸出は大幅な増加を示している。これは少なくとも部分的にはアフマディネジャード政権になってからの地方都市をターゲットにしたポピュリスト的なバラ撒き政策の結果を反映した数字であろうと考えられる。またこのなかには革命防衛隊 (RGI) 傘下の「民間」企業に対する融資も多く含まれているに違いない。

「彼は莫大な石油収入の一部をイラン国中に現金としてバラ撒き、低収

入の家族のために低利の融資を準備し、住宅補助を提供し、また公務員の給与水準を引き上げた」(Time, Jul.6, 2009)。

また金利政策に関しては、アフマディネジャード大統領はイラン国内の高いインフレ率にも関わらず「国民のための」貸付金利の引き下げを主張、事実 2004/05 年から 2007/08 年の間に預金金利がほとんど据え置かれている一方で、貸付金利は 16% から 12% へと大幅に引き下げられている。

こうしたマクロ政策の公式を無視した強引な経済政策に対し、2009 年春の大統領選挙では各候補がこぞって批判を展開した。これに対するアフマディネジャード大統領の反論は「イランの国内総生産は前任者（ハータミー）の時代よりも上がっており、インフレ率は 15% に抑えられている」というようなものであった。だが実際にはこの頃の「インフレ率は中央銀行の発表で 25% であり、一部経済学者はこれをアフマディネジャード政権の拡張主義的な経済政策によるものと指摘」していたのである (Yahoo-AFP, June.7, 2009)。

国際的な石油価格の高騰という例外的な環境下にあったアフマディネジャード政権第 1 期において、その経済政策は他の中東産油国におけるイスラーム金融の拡大とは全く別の方向、すなわち同政権の潜在的な支持層である低所得者層をターゲットとしたポピュリスト的なバラ撒き政策を志向していた。同政権下における「イスラーム金融」の重視も、単にそのための道具として動員されたものに過ぎないといえよう。

第 4 節 ガルズ・アル・ハサネ基金の伸長とその後の展開

2005 年におけるイランの改革派政権から革命強硬派政権への移行にともなって、政府のイスラーム金融に対する扱いにも変化がみられた。本節ではこの時期の金融政策の変化を明らかにするため、地方農村部における小規模の無利子融資機関であるガルズ・アル・ハサネの存在に注目していく。ガルズ・アル・ハサネ関係の論文は前述の『イスラーム経済』にも比較的多数掲載されている⁽¹²⁾。本節では『イスラーム経済』に掲載されたガ

表5 ガルズ・アル・ハサネ基金の実数

	基金数
1969-79年	200
1980年	800
1983年	1,400
1986年	2,250
2000年	6,000

(出所) Hasanzādeh and Kāzemī [2005: 60] より作成。

ルズ・アル・ハサネ関係論文を中心に、イランにおけるイスラーム金融商品としてのガルズ・アル・ハサネの位置づけを検証していくことにする。

イランにおけるガルズ・アル・ハサネ基金は、1969年にテヘラン南部のモスクで民衆的・イスラーム的な互助機関として創設されたのを嚆矢とする（`Arabmazār and Keiqobādī [2006: 14]）。その後1979年の革命までにガルズ・アル・ハサネは約200件に拡大、1983年の「無利子銀行法」においてはイスラーム法に適合した無利子の預金契約として規定された。「銀行の諸機能の許可に関する規則」（1984年1月4日可決）の第15条ではガルズ・アル・ハサネを「一方がその所有物の一部を他方に貸与する契約であり、その場合貸借者は貸与者に対して同一物または同価値の貨幣により返却しなければならない」と定義している。

アラブマーザールとケイゴバーディーは「イランの銀行体制におけるガルズ・アル・ハサネの位置づけ」において、無利子銀行法が可決された1983年以降の長期的な統計上の事実として、ガルズ・アル・ハサネの預金全体に占める割合が当初の25%から9%台に低落してきているとする（`Arabmazār and Keiqobādī [2006: 22]）。だがこの論文中の「表1」で提示されている数字を検討すると、ガルズ・アル・ハサネの割合が25%に達していたのは最初の年だけであり、翌年からは13%、11%と減少を続け、1996年には5%台にまで下降しているのである。その後は割合が次第に回復して1999年以降は9%台を維持するようになっており、この点を考慮するとアラブマーザールらの要約はいささか強引ではないと思われる。

2002年の段階で書かれたハーダヴィーニヤの「ガルズ・アル・ハサネ証券」では「ガルズ・アル・ハサネの非政府的な」性格が、債権者の精神

的・来世的な動機、債務者の資金需要、貸付金返済の保証と相まってこの制度成立のための重要な要件であるとしている。少なくとも改革派のハータミー政権期のこの時点までは、ガルズ・アル・ハサネ基金が政府からは独立した経営を行っていたことがうかがえる (Hādavi-niya [2002: 85])。

ここでイラン全国のガルズ・アル・ハサネ基金の実数の推移をハサンザーデおよびカーゼミー作成の表によってみると、表5のようになっている。ハサンザーデらによると「ガルズ・アル・ハサネ基金の設立に対する要請は1981/82年頃に高まった。その時代民間銀行が不在のなかで基金の活動は拡大し、独占的な様相すら呈していた。一部基金の違反行為から1983年には無許可で営業していた基金を営業停止にするに至った」(Hasanzādeh and Kāzemī [2005: 60-61])。ハサンザーデらによれば、その後経済膨張期にあったイラン経済のなかで「1991年以降基金の活動は激しく落ち込んでいた。」だが1996年以降、中央銀行の通貨供給調整のための銀行に対する過度の融資制限などさまざまな要因により、ガルズ・アル・ハサネの役割がみ直されるようになったという (Hasanzādeh and Kāzemī [2005: 61])。

改革派のハータミー政権末期に『イスラーム経済』の巻頭言として書かれた「中央銀行とガルズ・アル・ハサネ」は、こうした経緯とガルズ・アル・ハサネの実態をうかがうための格好の材料である (Mūsaviyān [2003])。編集長のムーサヴィヤーンはこのなかで本来最も理想的な金融機関である筈のガルズ・アル・ハサネ基金が一部で本来の趣旨を逸脱した金融活動にまで進出しているとして、専門家による諮問委員会の設立や関係法の整備等によるある程度の規制と健全な方向での育成を提言している。

その背景にあるのは1988年のイラン・イラク戦争の停戦後、ハータミー政権期になってとくに顕著になった地方経済の活性化とそれにともなう比較的の小口の資金需要であろう。その受け皿として1990年代後半から民間の各種個人向け融資機関が悉く「ガルズ・アル・ハサネ」の名称のもとに拡大の兆しをみせ始めていたと思われる。これらのうちの優良なものは、地方における個人の資金繰りを低利で支援するマイクロ・ファイナンス的な機能を果たしていたであろう。だがムーサヴィヤーンによれば一部のガルズ・アル・ハサネ基金は「リバーをとっている」と解釈される」とのこと

であり、この場合は実態として消費者金融に近い存在であったとも考えられる。

2005年の革命強硬派アフマディネジャード政権成立後にハビービヤーンナギービーによって書かれた「ガルズ・アル・ハサネ、解釈的・叙事的見解」は、同政権期におけるこの制度の位置づけの変化をいち早く反映しているように思われる。同論文は結論部で以下のように述べる。「ガルズ・アル・ハサネ制度は人間社会の生活史とともに古く、歴史を通じてさまざまな時代における宗教的な思想家や指導者の関心を惹いてきた。その適合性は否定しようもなく、それは最初の規定にかかわらず金銭だけに限定されるものではない。それは類似のすべてのもの、正確な記載・記録に値する後見人にも適用されるものである」(Habībiyān-Naqībī [2005: 30])。

2008年7月13日には、アフマディネジャード大統領自身がエマーム・レザー友愛基金(Sandūq-e mehr-e Emām Rezā)に対して以下のような祝辞を述べている。「このような短期間でかつ少額の資金で、経営者諸賢のご尽力によりこのような目覚ましい貢献を示されたことにつき、この場を借りて感謝し、称賛申し上げる。」

また最近一部の報道で「イラン最初の無利子銀行」として紹介されているメフル銀行も、このガルズ・アル・ハサネを中心的に扱っているということである。このメフル銀行はバシージュを中心とするアフマディネジャード政権の支持層への融資を通じた便宜供与が目的のひとつであろうと思われる。事実2009年6月の大統領選挙前にはイラン東部のザーヘダーンで焼き討ちに遭ったと報じられている(AP-Yahoo, Web page, Jun.1, 2009)。

このように同政権の第1期において、ガルズ・アル・ハサネは地方農村地域のバシージュなど政府支持層を中心に、無利子ないし低利の融資として同政権の支持拡大のための便利なツールとして利用されたものと考えられる。言うまでもなくこうしたポピュリズム的な政治手法を可能にしたのは前述のような莫大な石油収入の膨張であった。

モスクを拠点とする互助的な融資基金として始まったガルズ・アル・ハサネ基金は地方農村部における低利の融資機関として1990年代後半以降イラン国内で広く展開してきた一面があり、その活動は前述のハサンザー

デなど一部の論者によって、バングラデシュのグラミン銀行などで注目を集めたマイクロファイナンスのイラン版として期待されてもきた。だがこうした庶民的な小口金融サービスの可能性がイランにおいて開花していくためには、乗り越えるべき障壁は現在余りに大きいように思われる⁽¹³⁾。

アフマディネジャード大統領自身は2009年11月9日にイスラーム諸国会議（イスタンブル）の席上「世界経済システムは資本主義を捨ててイスラームの諸原則を受け入れるべきである」と発言し、イスラーム経済を欧米資本主義に対する対抗原理として政治的に位置づける1980年代以来のイデオロギー的な姿勢を前面に出している。

だが2009年6月12日の大統領選挙以降、第2期のアフマディネジャード政権が目指しているのは、もはやこうしたポピュリズム政策とそのためのイスラーム経済の動員ですらないように思われる。現在のイラン経済において徐々に中心的な位置を占めているのは元来軍隊組織である革命防衛隊であり、防衛隊はイラン・イラク戦争停戦後の不遇時代を経て「1990年代の初頭以降、当時のラフサンジャーニー大統領による民間事業の拡大計画にともなって」経済活動への進出を開始し、「1997年頃の改革派優勢と並行して」政治的な発言力を増大させてきた（*Washington Post*, Jan.10, 2010）。

実際現在のイラン経済において革命防衛隊の占める位置は他を圧している。防衛隊は「あらゆる分野における数千の会社に投資しており、」その傘下のグループ会社はテヘラン国際空港の運営、高速道路網の建設、通信システムの建設、軍需産業等に従事している。「シャムソルヴァーエズィーン氏によれば『1000万米ドル規模以上のプロジェクトで革命防衛隊ないしその傘下組織がかかわっていないものはない』（同上記事）。

この革命防衛隊のイデオロギー的な原則は最高指導者ハーメネイーへの絶対的な忠誠であるが、それはいうまでもなくイスラーム的な宗教原理と軌を一にするものではない。防衛隊はその外縁にイラン社会内部の体制に忠実なバシージュ組織をもちつつ、強固かつ閉鎖的なエリート集団として組織防衛的に活動し、外部と敵対しつつ拡大していくことを特質としている。

イラン経済において今後ともこのようなピラミッド型組織による独占的支配がますます中心的な位置を占めるようになるとすれば、それを他の中

東およびアジアの国々におけるグローバル化の現われであるイスラーム金融の枠内において議論することはほとんど意味をもちえないであろう。アフマディネジャード大統領は最近議会に提出した新5カ年計画においても国際経済から孤立した自給自足的な国内経済の建設を志向している模様であるが、この流れがどこまで続くのか予断を許さない状況である。

おわりに

以上みてきたようにイランの銀行制度をめぐるのは、1979年の革命以来、とくにその初期には利子（リバーないしバハレ）を否定する「イスラーム銀行制度」の導入を軸にそれなりに議論と実践が試みられた。だがそれだけに30年間の歴史をもつイランの「イスラーム金融」が、外部の世界における1990年代以来のイスラーム金融の急拡大⁽¹⁴⁾に対応して中東イスラーム世界の金融ネットワークのなかで新たな国際的展開をみせる可能性は、現状において極めて少ないものと考えられる。

イランは隣国のパキスタンなどとも事情が異なり、30年前のイスラーム革命による銀行制度の政治主導によるイスラーム化（無利子銀行化）の失敗をきちんと清算することなく今日に至っているといえる。イランの金融業界は1990年代以降の経済のグローバル化によって生じている今日のイスラーム金融拡大の潮流とは全く異なった文脈に置かれており、またそれに対応しようという動きも現在までのところ希薄であるといわなければならない。

第4節で扱ったガルズ・アル・ハサネにしても、たとえそれが表面的にはイランにおけるイスラーム的な無利子融資であるにせよ、実際にはアフマディネジャード政権によってバシージュなど一部の体制支持派のための便宜配分の装置として政治的に機能させられている部分が多い。その意味ではこれを他国におけるイスラーム的な低利融資の事例と同列に議論することは極めて困難である。

[注]

- (1) ロンドンの IFSL の 2008 年 1 月付のインターネット情報 [www.ifs1.org.uk/research] の表 1 および表 2 によれば、イランはイスラーム金融取引の第 1 位国となっている。
- (2) 1980 年代に国策としてイスラーム金融制度を導入した国としては、他にパキスタンとスーダンが挙げられる。
- (3) この取り付け騒ぎの直接のきっかけは、マシュハドのモスクの金曜礼拝であるルーハーニーが「バンク・サデーラートの大株主のなかにバハーイー教徒のヤズダーニー氏がいる」と発言したことであった（上田 [1983: 166]）。
- (4) タースーアー・アーシューラーは第 3 代イマーム・フサインの殉教を悼む服喪行事であり、シーア派信仰の最大の行事としてイスラーム太陰暦に従って毎年行われている。
- (5) 銀行国有化の理由としては、①イスラームの教義に則った銀行経営を指向する、②国民の権利と資産の保障、③ 1978 年 11 月 5 日の大襲撃と引き続き混乱によって業務内容が急激に悪化した一部下位銀行の救済、などが考えられるという（上田 [1983: 230]）。
- (6) Yeganeh [1989: 697] は 36 行としている。
- (7) Iqbal and Mirakhor [1987: 31-59] において同法および関連規定の英訳が掲載されている。
- (8) 「利子」ないし「高利」はペルシャ語では rebā ないし bahre である。
- (9) このうち最も新しいのはイラン郵便銀行（Post Bānk-e Īrān; Post Bank of Iran）である。同銀行のホームページによれば、イラン郵便銀行は 1996/07 年から通常営業を開始し、2006/07 年にイランで 11 番目の国有銀行として正式に発足した。
- (10) 2009 年 2 月の段階で Bankscope に掲載されていたイランの銀行は 16 行である。
- (11) 革命防衛隊（Sepah-e Pasdaran-e Enqelab-e Eslami; Islamic Revolutionary Guard Corps）は 1979 年のイラン革命の直後にホメイニー師の命によって創設された。イランで 5 番目の取引規模をもつセパー銀行（Bānk-e Sepāh）は革命防衛隊の強い統制下にある。
- (12) 筆者が確認できたのは参考文献リストに掲げた 8 本である。同誌は少なくとも第 27 号（2008 年秋）まで刊行されている。なお筆者がテヘランで購入した同誌には欠号があり、その部分については以下のウェブページで補った。<http://www.eghtesad-e-eslami.org/Archive.asp>
- (13) 国有銀行口座のひとつとしてのガルズ・アル・ハサネの取引高のアフマディネジャード政権第 1 期における変化についてはイラン中央銀行のホームページや Annual Review に一部掲載されている。だがこれは本文中で述べたガルズ・ア

ル・ハサネ基金等とは名称が同じだけで一応無関係なものと考えらるべきであろう。

- (14) 吉田はその背景を以下のようにまとめている。「イスラム金融の成長には、ここ数年の原油高が大きく寄与した点はあるものの、それだけにとどまらず、イスラム回帰の動きや商品開発努力の継続など、背景に構造的な拡大要因があったと整理することができる」(吉田 [2007: 29])。

[参考文献]

<日本語文献>

上田昌良 [1983] 『イラン回想記——イラン革命とジル・バンクの終焉』東京銀行国際業務部・中近東部。

水田正史 [2003] 『近代イラン金融史研究——利権 / 銀行 / 英露の角逐』ミネルヴァ書房。

—— [2010] 『第一次世界大戦期のイラン金融——中東経済の成立』ミネルヴァ書房。

武藤幸治 [1988] 「経済のイスラム化を志向する国々」(石田進他『現状イスラム経済——中東ビジネスのために』日本貿易振興会)。

吉田悦章 [2007] 『イスラム金融入門』東洋経済新報社。

<外国語文献>

(A) ペルシャ語

‘Arabmazār, ‘Abbās, and Sa‘īd Keiqobādi [2006] “Jāyghāh-e qarz al-hasane dar nezām-e bānkī-ye Īrān,” *Eqtesād-e Islāmī*, No.22, Summer, pp.13-46 (アッバース・アラブマーザール, サイド・ケイゴバーディー 「イランの銀行体制におけるガルズ・アル・ハサネの位置づけ」 [『イスラーム経済』第22号夏 13-46 ページ]) .

Hādāvī-niyā, ‘Alī Asghar [2002] “Ourāq-e qarz al-hasane,” *Eqtesād-e Islāmī*, No.4, Winter, pp.83-104 (アリー・アスガル・ハーダヴィーニヤー 「ガルズ・アル・ハサネ証券」 [『イスラーム経済』第4号冬 83-104 ページ]) .

Habibiyan-Naqībī, Majīd [2005] “Qarz al-hasane, Negāreshī-ye tafsīrī-ravāī,” *Eqtesād-e Islāmī*, No.16, Winter, pp.11-34 (マジード・ハビービヤーンナギービー 「ガルズ・アル・ハサネ, 解釈的・叙述的見解」 [『イスラーム経済』第16号冬, 11-34 ページ]) .

Hasanzādeh, ‘Alī, and Mahīndokht Kāzemī [2005] “Sandūqhā-ye qarz al-hasane: Arzyābī-ye kār kard dar bāzār-e pūl va e‘tebār-e keshvar,” *Eqtesād-e Islāmī*, No.16, Winter, pp.57-75 (アリー・ハサンザデー, マヒンドフト 「ガルズ・アル・ハサネ基金——イランの金融・信用市場における機能評価」 [『イスラーム経済』第16

号冬 57-75 ページ)。

Mūsaviyān, Seyyed Abbās [2003] “Sokhan-e nakhost: Bānk-e Markazī va sandūqhā-ye qarz al-hasane,” *Eqtesad-e Islāmī*, No.10, Summer, Web site ([セイエド・アッバース・ムーサヴィヤーン]「巻頭言：中央銀行とガルズ・アル・ハサネ基金」[『イスラーム経済』第10号夏ウェブ版])。

Tütünchiyān, Dr. Īraj, Dr. Seyyed `Alī Asghar Hedāyatī, Hojjat-ol-eslām va al-moslemīn Hasan Nazarī, Dr. Hosein Eyvazlū and Dr. Seyyed Hosein Mir-jalīlī [2002] “Āyā bānk-dārī-ye Īrān eslāmī ast?” *Eqtesād-e Islāmī*, No.6, Summer, pp.9-23 (Dr. イーラジュ・トゥートゥーンチャーン他「イランの銀行業はイスラーム的か?」[『イスラーム経済』第6号夏 9-23 ページ])。

(B) 欧米語

Hasanzade, Dr. Ali [2008] “Study on Challenges Facing the I.R.Iran Banking System and Their Implication,” c2008 (Draft).

Iqbal, Zubair, and Abbas Mirakhor [1987] *Islamic Banking*, Washington, D.C.: International Monetary Fund.

Jones, Geoffrey [1986] *Banking and Empire in Iran: The History of the British Bank of the Middle East, Vol.1*, Cambridge: Cambridge University Press.

Yeganeh, M. [1989] “Bank-e Markazi-e Iran,” in Ehsan Yarshater ed., *The Encyclopedia of Iran*, pp.696-698.

< 法律集 >

Qovve-ye Qazā'īye ed., *Majmū'e-ye qavānīn*, sāl-e 1351, 1358, 1362 (司法府編『法令集』1973, 1979, 1983 年)。

< ウェブサイト >

<http://www.cbi.ir> (Bank-e Markazi-ye Jomhuri-ye Eslami-ye Iran.)

<http://www.eghtesad-e-eslami.org> (*Eqtesad-e Eslami.*)